

雪に備えて

市内では、冬期に数回程度の降雪があり、比較的少ない積雪でも交通や生活に影響が出ることがあります。予期せぬ大雪が降る場合もあることから、雪による被害を防ぐために、事前にできることを確認し、雪に備えましょう。

問合せ 危機管理課危機管理係^① 217

雪が降る前に

- 雪かき用のスコップは、降雪時などに品切れになる場合があるので、事前に購入する。
- 車庫などの倒壊を防ぐため、補強用の棒などを用意しておく。
- 降雪、積雪時はけがや事故の危険が高まるため、事前に買い物や用事を済ませておく。
- テレビやラジオなどで最新の気象状況、公共交通機関の運行状況や交通規制などの情報を収集し備える。

羽村市メール配信サービスの登録を

災害発生時などに、携帯電話やパソコンに緊急かつ特別なお知らせをするサービスです。そのほか、防犯情報やイベント情報などのカテゴリごとに、必要な情報のみを選んで受信することができます。

携帯電話からの登録手順

あて先に、hamura@entry.mail-dpt.jpと入力し、メール(タイトル・本文未記入)を送信するか、右のQRコードを読み取り、画面の指示に従って登録してください。



▲登録用 QR コード

問合せ 広報広聴課広報係^② 339

除雪について

市では、積雪があった場合、状況を確認し、市民生活に影響が出ないように計画的に除雪を行います。自宅前の歩道などについては、地域で協力して除雪するようお願いします。道路の安全で円滑な除排雪作業のため、次の点について、ご理解とご協力をお願いします。

①道路に雪を出さない

宅地内の雪を道路に出すと、通行の支障となるだけでなく、事故の原因にもなります。道路に雪を出さないようお願いします。

②路上駐車をしない

路上駐車は除排雪作業の妨げになります。自動車などはあらかじめ駐車場に駐車してください。

③段差解消ステップなどの設置は禁止されています

公道に、車庫などへの乗り入れ用の段差解消ステップなどを設置することは、認められていません。降雪時には雪に埋もれ、除雪作業車がひっかけるなど事故の原因となり大変危険ですので、設置しないでください。

④深夜などの除排雪作業にご理解をお願いします

除排雪作業を効率的に行うため、一般車両の交通量が少ない夜間に行うことがあります。除排雪作業に伴う騒音・振動などが発生するほか、一時通行止めや片側通行で作業を行う場合もあります。また、除雪した雪の仮置き場として民地をお借りする場合があります。

⑤玄関・車庫前の除雪は各家庭でお願いします

積雪時には、限られた時間で効率よく市内全域を除雪するため、車道の雪を両脇に寄せる作業を行います。玄関や車庫前の路上に雪が寄せられた場合は、各家庭で処理をお願いします。

問合せ 市道…土木課道路管理係^③ 294 / 都道…東京都西多摩建設事務所管理課☎ 0428-22-7219

雪が降ったら

- できるだけ外出は控える。やむを得ず外出する場合は、時間に余裕をもって、雪用の靴など滑りにくい靴を履く。
- 自動車は必ず雪用タイヤ(スタッドレスタイヤ)やチェーンを装着し、車間距離をいつもより広く保ち、スピードは控えめにする。
- 屋根や樹木からの雪や氷の落下に注意する。



▲自動交付機のサービスを停止します

2月11日(木) 地下1階の住民課
 停止するサービス
 民票・印鑑登録証明書・戸籍証明などの自動交付機のサービス
 問合せ
 ○自動交付機のサービス…市民課受付係^④ 122
 ○通信機器等更改作業…情報管理課情報管理係^⑤ 512

2月11日(木) (建国記念の日)
**市役所サービスを
 一時停止します**

2月11日(木・建国記念の日)に、市役所庁舎内通信機器などの更改作業を行います。

更改作業中は通常閉庁時に行っている住民票などの自動交付機のサービスを一時停止します。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

日時 2月11日(木・祝) 午前8時〜午後1時

知っておきたい！

認知症

認知症の人にどう接すればいいの？

「認知症の本人は何もわかっていない」は誤りです。物忘れが増えたり、今までできていたことができなくなったりする変化に、誰よりも驚き、混乱しているのは本人です。

認知症が進み、記憶が途切れ途切れになったとしても、「嬉しかった」「楽しかった」「怖かった」「悲しかった」などの感情は残っていて、その瞬間に感じる喜怒哀楽はとても豊かです。

ポイント

- ①言葉で表せない気持ちに気付いてあげましょう。
- ②間違いや失敗に対して「大丈夫」と肯定する気持ちを持ちましょう。
- ③本人のできることを尊重し、何か役割が果たせるように声をかけましょう。
- ④言葉だけでなく、笑顔やスキンシップも心がけましょう。

問合せ 高齢福祉介護課地域包括支援センター係^①198

家族介護交流会

認知症またはその心配がある高齢の方を介護している方同士で情報交換をしましょう。家族が認知症

かもしれないと気付いた時の対応や、介護認定を受けるきっかけについてなど、実際に介護をしている経験者から話を聞くことができる貴重な機会です。ぜひ、参加してください。

日時 2月10日(水)午後1時30分～3時

会場 コミュニティセンター2階第一研修室

対象 認知症またはその心配がある高齢の方を介護している方

定員 おおむね10人(先着順)

参加費 無料

認知症サポーター養成講座

認知症について正しく理解し、認知症の方とその家族を地域であたたく見守る「認知症サポーター」になりませんか。

認知症サポーターの講座を受けたからといって、何か特別なことをする必要はありません。正しい知識を持ち、付き合い方を理解し、自分のできる範囲で応援してください。

日時 2月13日(土)午前10時30分～正午

会場 ゆとろぎ2階講座室1

対象 市内在住・在勤の方

定員 50人(先着順)

参加費 無料

申込み・問合せ

いずれも、事前に電話または直接
高齢福祉介護課地域包括支援センター係^①198へ(土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時)

ふるさと納税をした方はご注意を

給与所得者などが、平成27年4月1日以降に都道府県・市区町村に対し寄附した金額(ふるさと納税)については、「ふるさと納税ワンストップ特例」が創設され、寄附先の団体に特例の申請をすることで、確定申告書や市民税・都民税申告書を提出することなく、個人住民税の寄附金税額控除を受けることができるようになりました。

しかし、医療費控除などの適用を受けるために申告書を提出すると、ワンストップ特例の適用が受けられなくなります。

申告の際には、必ず所得税の寄附金控除・個人住民税の寄附金税額控除の申告もしてください。

また、寄附先の都道府県・市区町村が5団体を超えた場合や、平成27年3月31日以前に行つたふるさと納税は、ワンストップ特例の適用対象ではありません。

個人住民税の寄附金税額控除の適用を受ける場合は、必ず申告をしてください。

問合せ 課税課市民税係^②189

羽村市職員人事

(平成28年1月1日現在 *管理職のみ◎:昇任 () :前職)

部長 財務部長:早川正(市民生活部長) / 市民生活部長:◎伊藤文隆(企画総務部総務課長)

課長

企画総務部総務課長:田中智文(企画総務部経営管理課長) / 企画総務部経営管理課長:棚島孝文(産業環境部産業振興計画担当主幹)

問合せ 職員課人事研修係^③323